

用語解説 ≪五十音順≫

か行

学校支援地域本部（51頁）

学校と地域の人材等が組織的に結びつき、学校教育に参画する体制を整備した取組。地域人材を活用し、学校教育の充実のため、地域人材と学校の調整役を担う。

学校評価制度（51頁）

各学校が教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、その結果の公表を行うとともに、それに基づいて充実・改善を図ることにより、教育の質を高め、よりよい学校づくりをめざす中で、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と連携協力して児童・生徒の健やかな成長を図るために実施するもの。学校評価制度は以下3つの形式に細分化される。

(1) 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うもの。

(2) 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者・学校評議員・接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自

己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

(3) 第三者評価

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

学校評議員制度（51頁）

学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるもの。学校評議員は当該学校の職以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者に委嘱している。

義務教育学校（52頁）

一人の校長と一つの教職員組織により、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。9年間のうち、小学校相当の6年を前期、中学校相当の3年を後期と区分けし、基本的には小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。しかし、1～9年生までの児童・生徒が一つの学校に通うという特質性を生かし、教育課程において「4-3-2」や「5-4」という柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易である。

教育改革国民会議（４９頁）

平成１２年３月に設置された私的諮問機関であり、「２１世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討する」ことを目的として内閣総理大臣が開催する形がとられた。

教育課程の特例（５５頁）

小中一貫教育のなかで、「４－３－２」や「５－４」といった柔軟な学校段階の区切りの設定や、小中学校段階の９年間を一貫させた教育課程の編成など、特色に応じた教育課程について、設置者の判断により実施が可能となっている。また、設置者として、学習指導要領に定められている内容事項が教育課程全体を通じて適切に取り扱われているか等に配慮しながら、必要な検討を行うことが求められる。

教育再生実行会議（５２頁）

平成２５年１月に発足された教育提言を行う私的諮問機関である。現在は、いじめ問題、道徳の教科化、体罰の問題などが検討されている。

コミュニティスクール（９頁）

⇒「１コミュニティスクールについて（１）制度の概要」参照（４９頁）

さ行

施設一体型（５３頁）

小中一貫教育のうち、小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている学校。

施設分離型（５３頁）

小中一貫教育のうち、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている学校。

施設隣接型（５３頁）

小中一貫教育のうち、小学校と中学校が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている学校。

指定校変更（５５頁）

調布市立学校通学区域等に関する規則に定める学校（指定校）以外の学校を希望し、受入が可能である場合において、指定校の変更をすることができる制度。

小中一貫型小学校・中学校（５２頁）

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態であり、設置者により２つの形式に細分化される学校である。

小中一貫教育（９頁）

⇒「２小中一貫教育について（１）制度概要」参照（５２頁）

総合規制改革会議（４９頁）

平成１３年４月１日、内閣府設置法第３７条第２項に基づき、内閣府に政令で設置された組織。平成１６年度末をもって廃止された。

た行

中1ギャップ（56頁）

児童の小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などが増加する現象。

中央教育審議会（49頁）

中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。以下の事務を所掌している。

(1) 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。

(2) 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

(3) 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

通学区域制度の弾力的運用について (2頁)

文部省（当時）から平成9年1月に、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことができるよう通知がなされた。

は行

併設型小・中学校（52頁）

義務教育学校と異なり、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校である。このことから、運営組織については、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件とされている。また、併設型小・中学校においても、教育課程において「4-3-2」や「5-4」といった区切りを設定することができる。

ら行

連携型小・中学校（52頁）

併設型小・中学校における小中学校の設置者が異なるもの。「併設型小・中学校」の運営の仕組みを参考に運営体制を整備することが求められているほか、教育課程において学年段階や学校段階を超えた指導内容の入替えを行う場合は、文科省への申請が必要になる点などが異なる。

